

平成23年度 第2回

向日市地域密着型サービス運営委員会 要点録

開催日時	平成24年1月23日（月）午後1時30分開会～午後4時10分閉会
開催場所	向日市役所 大会議室（3階）
会長	八木橋委員
出席者	八木橋会長、鈴木副会長、坂根委員、高桑委員、塩崎委員、疋田委員、安田委員、木下委員、井口委員
欠席者	なし
議事	一部（1）平成23年度地域密着型サービスの運営実績について （2）平成24年度地域密着型サービスの運営について 二部（1）地域密着型サービス事業所の指定について
資料	① 平成23年度の状況 ② 平成24年度の予定

開 会 事務局	<p>定刻になりましたので、只今から平成23年度第2回向日市地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、第一部と第二部に分けての二部構成で開催させていただきます。</p> <p>第一部が終了したあと、引き続き第二部を開催しますが、第二部では、地域密着型サービス事業所の指定のための現地視察を予定いたしております。大変短い時間ではございますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ここから会長に議長をお願いします。</p>
会 長	<p>これより、私が議長をつとめさせていただきます。</p> <p>スムーズに議事が進行しますよう、よろしくご協力をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、本委員会の会議の公開又は非公開について事務局から説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>「向日市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本委員会では、非公開とすべき議案がありました場合、会議全体を非公開とするのではなく、その議案だけを非公開とする旨を規定しております。</p> <p>本日の議題内容におきまして、第一部は特に非公開とする理由がありませんので、第一部は公開することといたします。</p> <p>そして、第二部は、向日市地域密着型サービス事業所の指定に係るご意見をお聞きする場となっておりますことから、非公開とさせていただきたく考えておりますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声》</p>
会 長	<p>それでは、議事に入らせていただく前に、事務局から第一部の会議についての傍聴希望者の有無について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の傍聴希望者はございません。</p>
会 長	<p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第一部では、市内の地域密着型サービスの状況等について報告をさせていただきます。</p> <p>資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議次第 ○資料－1 平成23年度の状況 ○資料－2 平成24年度の予定 <p>以上3点の資料を事前にお届けさせていただいております。お確かめ下さい。</p>
会 長	<p>それでは、第1点目、平成23年度向日市地域密着型サービス事業所の事業実施状況について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>それでは、平成23年度向日市地域密着型サービス事業所の事業実施状況について、お手元の資料－1をご覧くださいながら、説明させていただきます。</p> <p>【平成23年度向日市地域密着型サービス事業所の事業実施状況について説明】</p>
会 長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。</p>
委 員	<p>グループホームの待機者はどれくらいおられますか。</p>
事務局	<p>GHかいでは1名空きがあります。GHてらどは、昨年末では1名空きがありましたが、平成24年1月中旬に入居されましたので待機者はおられません。(株)キャビックは、現在、</p>

	<p>すいーとハンズ物集女とすいーとハンズ向日合わせて8名いらっしゃいます。</p>
<p>委 員</p>	<p>住所要件はどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>地域密着型ですから、原則は向日市民が対象です。 (株)キャビックのすいーとハンズ向日、物集女は要介護度が軽い方が多いので、入居されてからもずっとおられる方が比較的多いです。GHかいで、てらどは、介護と医療を兼ね備えておられるため、要介護度が重い方も安心して入居できることから、住所要件は向日市民ですが、病院から自宅に戻らずにGHにお入りになるケースや、他市町村の方が向日市在住の身内の住所に転入して直ぐにGHに入居される方も見受けられます。</p>
<p>委 員</p>	<p>それは、違法ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>いいえ、現時点では規定がありませんので、違法ではありません。 改正介護保険法の規定では、「市町村長は事業所の指定を行うに当たって、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。」としていますが、他市町村から転入してGHに入居するケースが増え、実質的に事業所設置市町村の被保険者の適切な利用が阻止されることになれば、当該市町村における地域密着型サービスの適正な運営が困難になることもあります。 従って、設置市町村は介護保険法の規定に基づき、事業所を指定するにあたり、例えば「他市町村からの転入による入居者を定員の一定割合に限定すること」や、「他市町村から転入して〇か月を経た者から入居すること」等の条件を付すことは可能である。としています。 この地域密着型サービス運営委員会の委員さんの中で、本市の介護保険事業計画の策定委員も兼ねてくださっている委員さんもおられますが、次期の介護保険事業計画や介護保険料等を策定するにあたり、施設の充実が介護保険料に大きく影響することから、今後は、この地域密着型サービス運営委員会でご意見を伺い、本市としてはどうするかという論議をしていただくことも必要になってくるのではないかと推察いたします。その結果、「住所を向日市に移してから〇か月を経過」ということになれば、きちんと手続きを踏んだうえで各事業所に対し通知し、指導していかなければならないと思っております。 現在のところ、GHてらどさんが昨年の夏に開設され、早く定員18人全員が入居して貰いたいという事業所さんの意向も十分理解できますことから、住所要件を優先いたしました。今後、入居者の諸事情により空きが出てきた時は、住所要件を満たしているだけでなく、待機時の状況等も参考にしたいと思っております。</p>
<p>委 員</p>	<p>向日市民が、他の市町村にあるGHに入っている例はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ございます。入所を決定するまでに行政間で調整しております。保険者は向日市のままです。 先程も申し上げましたが、「みなし指定」と「本指定」に入居されている方々がそうであります。特に、本指定の「みなせⅠ号館、みなせⅡ号館」におきましては、施設が入居を拒むことはされませんが、「絶対に住民票を島本町に移しません。(転入しない。）」という確約書を添えることを条件とされています。要するに介護保険の被保険者になると、町民の介護保険料に影響がでることを懸念されているからであります。</p>
<p>委 員</p>	<p>本市は、確約書をとっていないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、「キャビックすいーとハンズ向日」の6名は全員が長岡京市の方々で、お互いさまざまですから確約書はもらっておりません。保険者は長岡京市です。</p>
<p>委 員</p>	<p>やはり向日市のGHですから向日市民の方が入居してほしいですね。 とはいっても、向日市、長岡京市、大山崎町とは柔軟に対応しているということですね。今後、まだまだ向日市にGHの整備が必要と考えますか。 GHかいでとGHてらどの待機者はおられませんが、すいーとハンズの向日と物集女を合わせて8名程度おられます。しかしGHは、1ユニット9人で、新しく開設される場合は大</p>

	<p>抵が2ユニット、定員18人となりますので、今後の待機者数を見ながら第6期にどうするかを決めることになると思います。</p> <p>待機者の人数を見極めないときが空きが出たり無理な転入も想定されます。</p> <p>常にGHの待機者数が20名程度おられる状況になれば、次期の介護保険事業計画に盛り込んでいくことになります。勿論、そうしますと公募という形をとり、この地域密着型サービス委員会において協議していただくことになります。</p> <p>待機者が少ない事実を無視して開設しますと、それこそ大変なことになりますので、保険者といたしましては、常に入居者数や待機者の把握に努めたいと考えております。</p>
委員	長岡京市のGHは空きがあるそうですね。
事務局	第4期中に3つのGHが開設されましたので、新たに計54人が入居できる体制が整っておられますが、長岡京市で未だ空きがある状況の時に、向日市内の施設に入居されることはやや無理があります。一応、開設して3か月が経過するまでは他市町からの入居はお互いに遠慮しています。3か月後でまだ空きがあって、他市町から希望があれば、行政間で調整してから入居していただいております。
委員	小規模多機能型居宅介護は以前も定員割れがあると、この委員会でも話題になりましたが、小規模多機能の魅力は、訪問介護とお泊りが一体的に利用できることです。お身体状況や季節などもある程度影響するでしょうが、もう少し宿泊ができればいいと思います。そのキャパはどうですか。
事務局	一晩につき5名までです。登録が20人強おられても一晩5名ですから、要介護4や5の重い方々を優先にケアプランを組んで、お泊りしておられるようです。
委員	登録者数の少ないキャビックの方が登録者数の多いかいでより訪問回数が多いのは、何か特徴や理由がありますか。
事務局	頻繁に訪問しておられるということでしょうね。1日や1か月に何回という規定はありませんので、小間目に行っておられるのかなと思います。
委員	登録者数は、徐々に伸びて来ているといっても、あまり増えませんね。
事務局	いろいろと頑張っておられますが難しいようです。都市型の傾向といえます。
委員	かいでのように医療をもっておられるケースはいいですが、どこにも単独では苦戦されていると聞いています。
委員	夜間対応型訪問介護の利用者は、何人おられますか。
事務局	お1人です。
委員	24時間対応の定期巡回・随時対応サービスができれば、夜間対応型訪問介護を利用したい高齢者も安心できますね。
事務局	それまでの繋ぎでもあります。
会長	他にご意見がないようでしたら、他に、ご意見等ございませんでしょうか。無ければ、第2点目、平成24年度向日市地域密着型サービス事業所の事業予定について事務局から説明をしていただきます。
事務局	【平成24年度向日市地域密着型サービス事業所の事業予定について説明】
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

委 員	資料-2 1番目の市内の整備状況で、⑨サービス付き高齢者向け住宅は、地域密着型サービスとなるのですか。
事務局	いいえ、建物自体は違います。 資料-2 ⑨ サービス付き高齢者向け住宅そのものは地域密着型施設には該当しません が、その施設の中で24時間対応の定期巡回・随時対応サービスも視野に入れたサービスを 始めたい」と申し入れがありましたので、ここに掲示させていただきました。 国が第5期介護保険事業策定において、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを 推奨しており、本市の事業計画策定の中でも、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア システム」の実現にむけた取り組みを進めたく思っておりますので、この申し出は実現する かどうかは未定ですが、⑨番目に掲載させていただきました。
委 員	これは、向日市民だけが利用できるものですか。
事務局	地域密着型のサービスに該当すれば当然、原則は市民対象となりますが、この24時間対 応の定期巡回・随時対応サービスは、仮称ミルプランタン1番館へ利用者が出向くのではな く、そこの職員さんが各ご自宅へ定期巡回・随時対応サービスをしていただくものですから、 職員体制が十分であれば、近隣市町の長岡京市、大山崎町、京都市西京区あたりの高齢者の 利用も可能と思われます。向日市民が要請した時に対応していただく体制が整っていないと 困りますが、医療法人千春会が（仮称）ミルプランタン1番館を皮切りに、乙訓圏域におい て2番館、3番館を計画されるようですので、現時点ではその心配は無用かと推察いたしま す。
委 員	向日市にとっては足りないサービスであるから、「欲しいサービス」と言えますね。第5 期の地域包括ケアシステムの中でも24時間対応が目玉でしょう。
委 員	定員は何人ですか。
事務局	20人程度と聞いています。
会 長	ご意見等がないようでしたら、ここで第一部を終了いたします。